

岐阜県博物館協会規約

(名称)

第1条 本会は、「岐阜県博物館協会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流・連携のもとに岐阜県の博物館活動の拡充発展をはかり、もって社会教育の健全な推進と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、連携
- (2) 研修、研究会の開催
- (3) 公開講座等の開催
- (4) 機関紙「岐阜の博物館」の発行等
- (5) 博物館事業に関する調査研究
- (6) 会員の博物館活動の支援
- (7) 災害時における会員の所蔵資料の救済と情報収集
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、博物館、類似施設及びその他の施設並びに個人で本会の目的に賛同し、会費を納めたもの（以下「会員」と言う。）で構成する。

- 2 本会の目的に賛同し、賛助会費を納めたものを賛助会員とする。
- 3 賛助会員は、会議の議決権を行使することができない。

(加入、退会)

第4条の2 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。
- 3 会員が、2年以上継続して、第20条に定める会費を負担しなかったときは、会員資格を喪失したものとみなす。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 35名以内（但し、会長、副会長、専務理事を含む。）
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 理事及び監事は、総会において会員のなかから選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事は、概ね、別表に定める地区毎に4名から6名を選任するものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本会の業務を審議決定する。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任し又は任期が満了後においても、新たに役員が就任するまでは引き続き職務を行うものとする。
- 3 補欠の役員の仕事は、その前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第9条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会、理事会に出席し、本会の運営について、指導、助言を行う。
- 4 名誉会長及び顧問の仕事は、役員の仕事に準ずる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第11条 総会は、会員をもって組織する。

2 理事会は、理事（会長、副会長、専務理事を含む。） 、企画委員会の委員長及び各専門部会の部会長をもって組織する。

(会議の議決事項)

第12条 通常総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 予算及び事業計画の決定
- (2) 決算及び事業報告の承認
- (3) 理事及び監事の選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会において審議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関すること
- (3) 会長、副会長、専務理事の互選
- (4) 名誉会長、顧問の推薦
- (5) その他本会の運営に関し、必要と認める事項

(会議の開催)

第13条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上の者から会議の目的事項を示して要求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的事項を示して要求があったとき。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時、場所及び会議の目的等を示した書面で通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議題が緊急を要する場合においてはこの限りでない。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長が行う。

(定足数)

第16条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があれば、出席とみなす。

2 前項の規定は、理事会について準用する。

(議決)

第17条 総会の議事は、出席者数の2分の1以上でこれを決定する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、出席者数については、企画委員会の委員長及び各専門部会の部会長は含めないものとする。

(書面議決)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について、書面又は他の出席会員への委任により議決権を行使することができる。

2 前項の規定は、理事会について準用する。

(委員会)

第19条 本会の業務を円滑に遂行するため、地域ブロック部会、専門部会及び企画委員会を設けることができる。

2 地域ブロック部会は、別表に定める地区毎に自主活動を行うものとし、代表として世話人を置く。

3 専門部会は、もの部会、ひと部会、こと部会の各部会とし、各専門部会の部会長及び副部会長は、各専門委員会の部会員の中から選出する。

4 企画委員会の委員は、各地域ブロック部会の世話人並びに各専門部会の部会長及び副部会長とし、委員長及び副委員長は委員の中から選出する。

5 企画委員会は委員長が、各専門部会はその部会長が招集する。

6 企画委員会の委員長及び副委員長並びに専門部会の部会長及び副部会長の任期は、

役員任期に準ずる。

7 その他企画委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

(会費等)

第20条 本会の運営費は、会費、特別会費、賛助会費、補助金、寄付金、入会金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、次の通りとする。

(1) 公立館園

独立行政法人等 10,000円

県立 10,000円

市町村立 5,000円

(2) 私立館園 3,000円

(3) 個人会員 2,000円

3 会員は、毎年原則6月30日までに当該年度の会費を納めるものとする。

4 本会が実施する特定事業の経費に充てるため、総会の議決を経て、特別会費を臨時に徴収することができる。

5 賛助会費は、1口 20,000円とする。

6 入会金は、2,000円とする。ただし、賛助会員の入会金は免除する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第22条 監事は、本会の業務及び決算終了後、会計監査を実施し、その結果を理事会及び総会に報告する。

(事務局)

第23条 本会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び若干名の職員を置く。

3 会長は、事務局長及び職員を委嘱する。

(委任)

第24条 本会の運営に関し、この規約に定めのない事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和41年6月25日から施行する。

(改正) 昭和48年4月1日施行

昭和51年4月1日施行

昭和56年4月1日施行

昭和57年4月1日施行

平成12年5月8日施行

平成18年4月1日施行

平成28年4月1日施行

平成29年4月1日施行

令和 2年4月1日施行

別表 地区（第6条第3項関係）

地区名	所属市町村
岐阜	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 岐南町 笠松町 北方町
西濃	大垣市 海津市 養老町 垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 安八町 揖斐川町 大野町 池田町
中濃	関市 美濃市 美濃加茂市 可児市 郡上市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町
東濃	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市
飛騨	高山市 飛騨市 下呂市 白川村